

令和5年度 第1回関市消防委員会

令和5年6月1日(木)
午前10時00分から
関市役所6階 6-2会議室

- (1) 委嘱状の交付
- (2) 市長あいさつ
- (3) 消防委員自己紹介
- (4) 消防委員長の互選について
- (5) 消防副委員長の互選について
- (6) 議題
 - 1) 消防委員会について
 - 2) 関市消防団の概要について
 - 3) 令和5年度消防団事業について
 - 4) 令和5年度消防団関係予算について
 - 5) 年額報酬の見直しについて
 - 6) 定員の見直しについて
- (7) その他
- (8) 閉会

関市消防委員会委員名簿
 任期：令和5年6月1日～令和7年5月31日

氏 名	住 所・電話番号	備 考
山口 俊彦	関市武芸川町八幡	元関市消防団武芸川方面隊長
福地 潮人	関市桐ヶ丘2丁目1	1号委員 中部学院大学 人間福祉学部 人間福祉学科 教授
足立 秀人	関市緑町2丁目	元中濃消防組合消防長
土屋 泰弘	関市倉知	関市消防団長
磯野 勝美	関市吉田町	関市防災指導員連絡協議会会長
安田 すみ子	関市常盤町	関市女性防火クラブ会長
遠藤 俊三	関市肥田瀬	関市自治会連合会長
坂井 一弘	関市本町1丁目	関商工会議所専務理事
菊 山 讓	関市大杉	公募
岡田 佳恵	関市小屋名	公募

関市消防委員会について

■役割

消防団員の服務及び待遇並びに消防施設の改善その他消防に関する事項について審議します。

会議は、年間2回程度

その他、消防団の行事への参加（操法大会、出初式 等）

■定員数

10人以内

■任期

任期は2年間（令和5年6月1日～令和7年5月31日）

■消防委員会委員の選考等

現在、関市消防団の課題は消防団員の確保が困難な状況にある中で、団員の減少による消防力の低下を防止することにあります。

関市消防団では令和5年3月に関市消防団活性化計画を策定し、団員の処遇改善や操法大会のあり方、消防車両・車庫の適正化などの取組みについてまとめ、消防力の維持、活性化に努めているところです。

今後、計画を進めていくにあたり、学識経験者、消防組織経験者、関係団体、自治会、産業経済団体、一般市民、団員の家族など、広い分野からご審議いただきたく、消防委員を構成・選考しています。

関市附属機関設置条例（抜粋）

名称	所掌事務	委員の定数	委員の構成
関市建設事業評価監視委員会	建設事業の評価及び当該評価に基づく市の対応方針について審議し、市長に意見を述べること。	7人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 公共的団体等の推薦による者 (3) その他市長が必要と認める者
関市立地適正化計画策定協議会	都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第117条第1項の規定に基づき、立地適正化計画の策定及び実施に関し必要な協議を行うこと。	15人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 関係行政機関の職員 (3) 関係団体の代表者 (4) 市民公募による者 (5) その他市長が必要と認める者
関市都市再生整備計画評価委員会	都市再生特別措置法第117条第1項の規定に基づき、都市再生整備計画の事後評価に関し必要な審議を行うこと。	5人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 市民の代表者 (3) その他市長が必要と認める者
関市上下水道事業経営審議会	上下水道事業の計画に関する事項及び水道料金、下水道使用料等に関する事項について審議し、上下水道事業の経営について、市長に意見を述べること。	10人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 水道及び下水道（農業集落排水及びコミュニティ・プラントを含む。）の使用者の代表者 (3) その他市長が必要と認める者
関市消防委員会	消防団員の服務及び待遇並びに消防施設の改善その他消防に関する事項について審議し、市長に意見を述べること。	10人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 市民団体の代表者 (3) 産業経済団体の推薦による者 (4) 市民公募による者 (5) その他市長が必要と認める者

教育委員会の附属機関

名称	所掌事務	委員の定数	委員の構成
関市教育振興計画策定委員会	教育基本法（平成18年法律第120号）第17条の規定に基づく教育の振興のための施策に関する基本的な計画を策定すること。	10人以内	(1) 各種団体等から推薦された者 (2) 学識経験を有する者 (3) その他教育委員会が必要と認める者
関市小瀬鵜飼習俗総合調査委員会	小瀬鵜飼習俗及び鵜飼関連技術並びに鵜飼を取り巻く周辺環境に関し調査し、保存伝承し、及び有効活用すること。	20人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 市民の代表者 (3) その他教育委員会が必要と認める者
関市弥勒寺官衙遺跡群保存整備検討委員会	弥勒寺官衙遺跡群の史跡指定、発掘調査、公有化、整備及び活用に関し検討すること。	25人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 市民の代表者 (3) 市職員 (4) その他教育委員会が必要と認める者
関市文化振興計画策定委員会	文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）第4条の規定に基づく文化振興の理念及び方向を明らかにし、並びにその推進を図る計画を協議し、及び策定すること。	10人以内	(1) 各種団体等から推薦された者 (2) 学識経験を有する者 (3) 市民公募による者 (4) その他教育委員会が必要と認める者

関市消防委員会規則

関市消防委員会規則（昭和40年関市規則第5号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、関市附属機関設置条例（平成25年関市条例第68号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、関市消防委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 委員会は、条例別表市長の附属機関の部関市消防委員会の項委員の定数欄に掲げる定数以内の委員で組織し、委員会の委員は同項委員の構成欄に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

2 委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 市長は、委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを解嘱し、又は解任することができる。

(1) 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(2) 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき。

(3) 委員としてふさわしくない非行があったとき。

（委員長及び副委員長）

第3条 委員会に、委員の互選により委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。ただし、前条第1項の規定により委員長が互選されるまでの間に開催される委員会の会議については、市長が招集する。

2 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。

5 会議は、公開とする。ただし、議長が必要と認めるときは、これを非公開とすることができる。

（委任）

第5条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

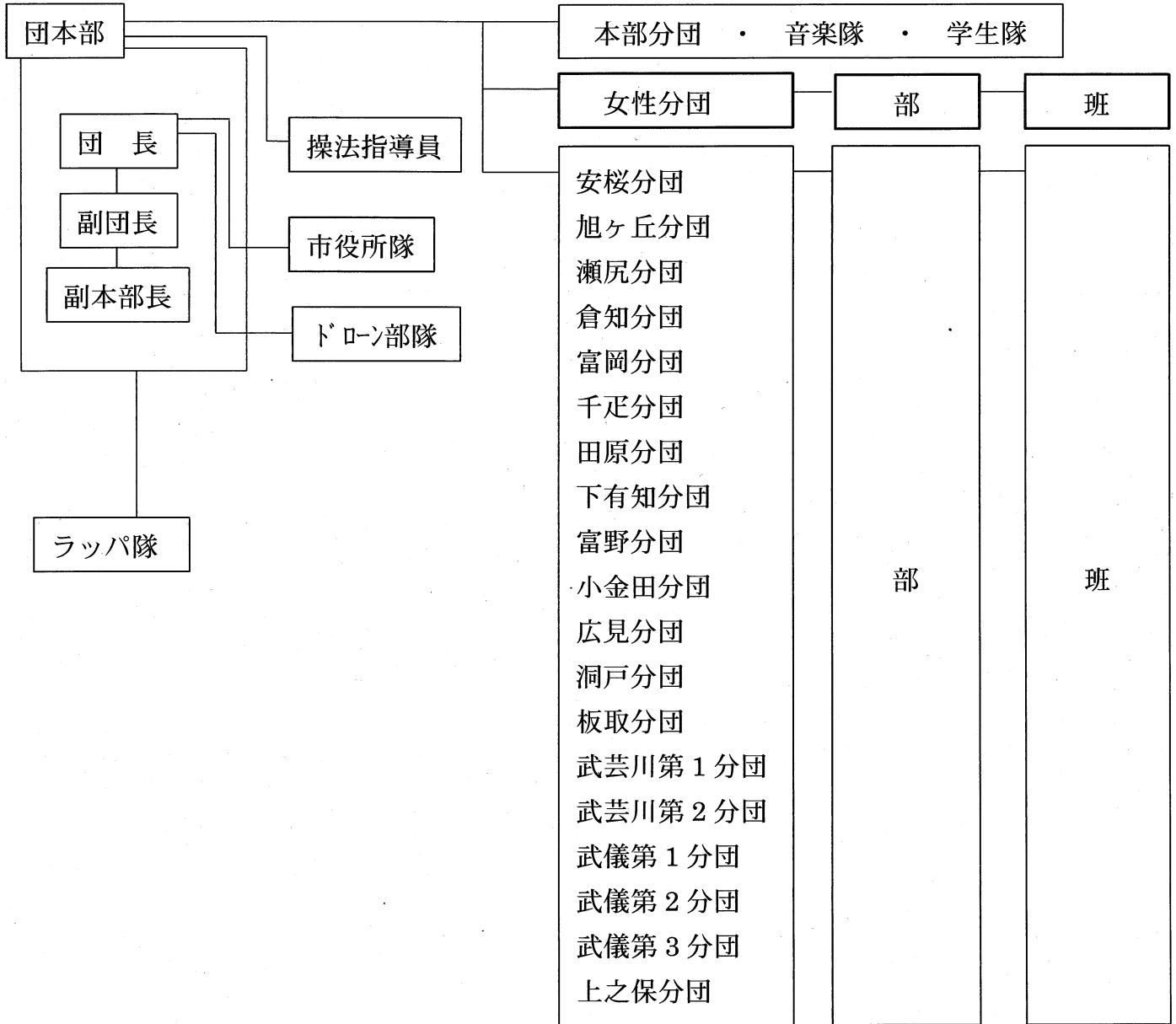
附 則

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱された委員会の委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成27年5月31日までとする。

関市消防団の概要について

●関市消防団組織図



- 平成26年4月
6つの方面隊を廃止し、分団制とした。
- 令和元年10月
女性分団(基本団員により構成)を設置した。
- 令和3年4月
関市消防音楽隊を関市消防団の組織に組み入れた。

消 防 団 の 現 勢

(令和5年4月1日現在)

区 分		人 員			機 械			
		定 数	現有人員	うち 災害支援 団員	消 防 ポ ン プ		小型動力 ポンプ付 積載車	その他
					消 防 ポンプ車	小型動力		
合 計		1,250	977	159	19	7	64	3
団 本 部			24			2		2
関 市 消 防 団 (地 域 別)	小 計		606	57	12	0	39	1
	本 部 分 団 <small>(音楽隊・学生隊含む)</small>		71		1		1	1
	女 性 分 団		25					
	安 桜 分 団		25	1	1		2	
	旭ヶ丘分団		32	3	1		3	
	瀬尻分団		56	6	1		3	
	倉知分団		54		1		6	
	富岡分団		52	9	1		4	
	千疋分団		16		1		1	
	田原分団		54	4	1		5	
	下有知分団		68		1		4	
	富野分団		53	22	1		4	
	小金田分団		73	5	1		5	
	広見分団		27	7	1		1	
	洞 戸	小 計		43	18	1	5	5
	洞 戸 分 団		43	18	1	5	5	
板 取	小 計		47	27	1	0	6	0
	板 取 分 団		47	27	1		6	
関 市 消 防 団 (地 域 別)	武 芸 川	小 計	103		2	0	7	0
		第 1 分 団	60		1		4	
		第 2 分 団	43		1		3	
	武 儀	小 計	69	10	2	0	3	0
		武 儀 分 団	69	10	2		3	
上 之 保	小 計		85	47	1	0	4	0
	上 之 保 分 団		85	47	1		4	

団員数の推移

	総数					充足率	定数	
		基本団員	災害支援団員	学生隊	T-SELF		基本団員	機能別団員
平成26年	1,117	1,055	62			89.4%	1250	
平成27年	1,165	1,028	109	28		93.2%	1250	
平成28年	1,165	995	130	30	10	93.2%	1250	
平成29年	1,155	981	129	35	10	92.4%	1250	
平成30年	1,169	951	174	35	9	93.5%	1250	
令和元年	1,166	907	208	36	15	93.3%	1250	
令和2年	1,044	882	130	32		83.5%	1000	250
令和3年	1,043	基本団員	災害支援団員	学生隊	音楽隊	充足率	基本団員	機能別団員
		833	153	43	14	83.4%	1000	250
令和4年	991	786	156	33	16	79.3%	1000	250
令和5年	977	756	159	43	19	78.2%	1000	250

令和元年10月から女性分団を基本団員として設置。T-SELFは女性分団企業班とした。

令和3年4月から別団体として活動し、委託事業として活動していた関市消防音楽隊を消防団の組織に組み入れた。

関市消防団 女性分団について

◇目的

市内の女性団員を中心に組織し、火災の予防・啓発に努め、大規模災害時には消防団活動の後方支援を行うこと、また消防防災知識の研鑽と各種訓練に努め、市の防災減災を担うことを目的とする。

◇任務

防火・防災啓発活動、人材育成事業（救急救命講習、防災講習）への参加、大規模災害時の後方支援活動（避難所運営補助等）、消防団PR活動、市が主催する行事や訓練・研修への参加及び補助

◇編成（※令和5年4月現在） 計25名

○一般班（10名）…市内の各地域から選出された女性で構成

○T-S E L F班（15名）…市内の事業所から選出された女性で構成
《企業別内訳》

めぐみの農業協同組合	1名	(株)ブリヂストン関工場	1名
カイイングストリーズ	2名	社会福祉法人 美谷会 美谷の里	2名
関信用金庫	2名	ブリヂストンスポーツ(株)	1名
関市役所	6名		

◇活動内容

- 1) 地域及び企業内での防火・防災リーダーとしての活動
※訓練や研修で知識や技術を習得し、フィードバックする
- 2) 災害時（火災・捜索など）の後方支援活動
※地域及び近隣で発生した災害時に可能な限り出動
- 3) 消防団PR活動
※各種消防団行事や参加する催し物等での消防団PR
- 4) 式典など消防団関係行事での司会や事務局サポート
※制服、活動服などの貸与品支給
- 5) 女性ならではのソフトな面を活かした活動
※市民に対する防災講習、避難所運営補助活動など

■ 関市消防団学生隊について

◇ 目的

消防団組織の活性化と、卒業後に地元等へ戻り消防団へ再入団する際に即戦力となりうる次世代の担い手を育成することを目的として、平成27年度に発足。

◇ 現状

関市内の大学に在籍する学生（2年生以上の学生、教職員1名を含む）による隊とし、所属分団は本部分団とする。

現在は、中部学院大学の43名が所属している。

◇ 任務

大規模災害の後方支援、消防団PR活動、人材育成事業（救急救命講習、防災講習、規律訓練等）、火災予防運動、市が主催する訓練・研修への参加

◇ 課題

- ・ほとんどの学生が強化部に所属しており、忙しく活動時間がとれない。
- ・人材育成となりうる研修等を実践し、長く続く組織とする。
- ・学生にとってプラスになる活動（やりがい、メリット）

◇ 学生消防団員活動認証制度の実施（平成30年4月から）

・学生として消防団に属し、真摯かつ積極的に活動に参加した学生を市長が認証することで、就職活動を支援するもの。

◇ これからの方針

- 1) 「学生消防団員活動認証制度」を普及し、学生の就職支援に繋げたい。そのために、防火防災・技術習得の研修を充実させる。
- 2) 防災の知識や技術を習得してもらい、各地域のDIG訓練や防災訓練に参加し、指導的人材として活動してもらいたい。
- 3) 学生隊の意見を聞き、活動内容や活動方法を協議していく。
- 4) 一般の学生から学生隊を募れるようなPRを検討する。

関市消防団ドローン部隊

◇目的

ドローン（小型無人機）の機動力を活かし、水難事故現場等で要救助者を上空から捜索するとともに、山林火災現場等での延焼状況や災害状況などを把握、撮影することを目的とする。

平成27年12月14日に発足した。消防団で配置したのは、全国初。

◇組織

関市消防団員及び関市役所危機管理課員から人員を選出し、「関市消防団ドローン部隊（以下 ドローン部隊）」を結成する。

現在16名（消防団13名、危機管理課3名）

◇機体の保有

関市消防団として3機保有・配備している。

◇出動対象

- (1) 災害現場における情報収集
- (2) 水難事故、山岳救助などの人命捜索
- (3) 関市消防団長が必要と認めた時

◇出動手順

- ・関市消防団長から要請のあった場合、ドローン部隊長は直ちに人員を選定し、出動させる。危機管理課へ集結し現場へ出動する。
 - ・出動順位は関市消防団員、危機管理課員の順番とする。
- モニターを確認しながらの操縦となるため原則2名1組で出動・操作する。

◇活動実績

※別紙「関市消防団ドローン部隊活動実績」参照

■関市消防団市役所隊について

◇目的

・消防団の団員の高齢化やサラリーマン率の増加などにより弱体化が見込まれる昼間の消防力強化のため、関市役所本庁舎に勤務する消防団員による「関市消防団市役所隊」を新たに編制。

多くの消防団員が勤務する市役所は、消防団員の出動態勢をいち早くとることができ、消火活動にあたることは、市民生活において大きな安心感をもたらす。

平成22年10月18日発足した。

◇組織

・関市消防団市役所隊は、市役所（本庁）に勤務する現役消防団員による、18分団混成（女性分団除く）による隊とし、所属分団との兼務。

令和5年度は現役消防団員24名により11人と12人の2班を編制。（1名は隊長）

◇出動対象

・平日の勤務時間内（8：30～17：15）に発生した、建物火災、林野火災に出動。
（1週間毎の単位での当番制）

※所属分団での活動を優先するため、火災発生地域以外の者が市役所隊として出動。

◇管轄区域

・関市全域

◇出動方法

・庁内放送により火災発生を隊員に知らせ、参集した最小4人編成により出動。

◇使用車両

・関市消防団本部分団の多機能型車両を使用。保管場所は市役所。

◇指揮命令系統

・火災現場では団長の指揮の下に行動。

◇市役所隊の役割

- ・初期消火活動
- ・基本的に消防署又は消防団の後方支援にまわる。

◇活動実績

- ・毎年、中濃消防組合職員（危機管理課出向中）から指導を受け、放水訓練を実施。
- ・毎月1回各班で車両・小型ポンプ・その他積載品の点検及び車両走行訓練を実施。

◇市役所隊が活躍した火災(過去3年分)

- ・令和3年1月13日 小瀬地内の建物火災に出動し、放水補助を実施
- ・令和4年2月21日 大杉地内の建物火災に出動し、放水を実施
- ・令和4年8月29日 弥生町1丁目地内の建物火災に出動し、放水補助を実施

令和5年度 関市消防団年間行事予定表

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1							1					火災予防運動
2	辞令交付式						2					分団指揮課程
3			大会前日準備 安全競技大会				3	分団長会議				
4							4				特別点検 指導員科	
5							5					
6					県模法大会		6					
7							7			出初式準備		
8							8			出初式		
9							9					
10							10	火災予防運動				
11	分団長会議						11					
12							12		分団長会議	新年合同懇親会		分団長会議
13			分団長会議 結団式				13			機関科		
14							14					
15							15	初級幹部科				
16		分団長会議 抽選会					16			分団長会議		
17							17					
18							18					
19							19					
20							20					
21							21					
22	水防訓練						22					
23	指導員科						23					
24							24					新幹部研修
25							25					
26							26					
27							27	基礎教育(学校)				
28							28					
29							29					
30							30					
31							31					

新入団員訓練

普通救命講習

安全運転講習

※新型コロナウイルス感染症等の影響により、予定を変更する場合があります

第65回関市消防安全競技大会実施要綱

1 目 的

この大会は、消防団の消防技術の向上と士気の高揚を図るとともに、火災の鎮圧等消防活動を迅速、かつ、適切に行なうことを目的とする。

2 主 催

関 市
関市消防協会

3 日 時

令和5年6月4日（日） 午前8時00分（雨天決行）

4 場 所

関市若草通1丁目 中濃公設卸売市場 北側駐車場

5 競技種別

- (1) 操法（ポンプ車）
- (2) 競練

6 競技要領

- (1) 操法の部：「第72回岐阜県消防操法大会実施要領」に準ずる。
- (2) 競練の部：「関市消防団競練実施要領」に準ずる。

7 審 査

- (1) 操法の部：「第72回岐阜県消防操法大会審査要領」による。
- (2) 競練の部：審査は行わない。

8 表 彰

操法の部のみ、審査結果に基づき次のとおり表彰する。

団体

- | | |
|---------|--|
| 優 勝（1位） | 名誉大会長優勝盾
関市消防協会長優勝旗
賞状、金メダル、副賞（加入奨励） |
| 準優勝（2位） | 関市消防協会長準優勝カップ（持ち回り）
賞状、銀メダル、副賞（加入奨励） |

9 県大会への出場

本大会の操法の部で優勝した分団は、関市代表として令和5年8月6日（日）各務原市（美濃市主催）で開催される「消防感謝祭」第72回岐阜県消防操法大会に出場するものとする。

10 出場コース

南側にAコース（操法）、北側にBコース（競練）を設定する。
操法の部・競練の部の順に競技を実施する。

11 大会の延期

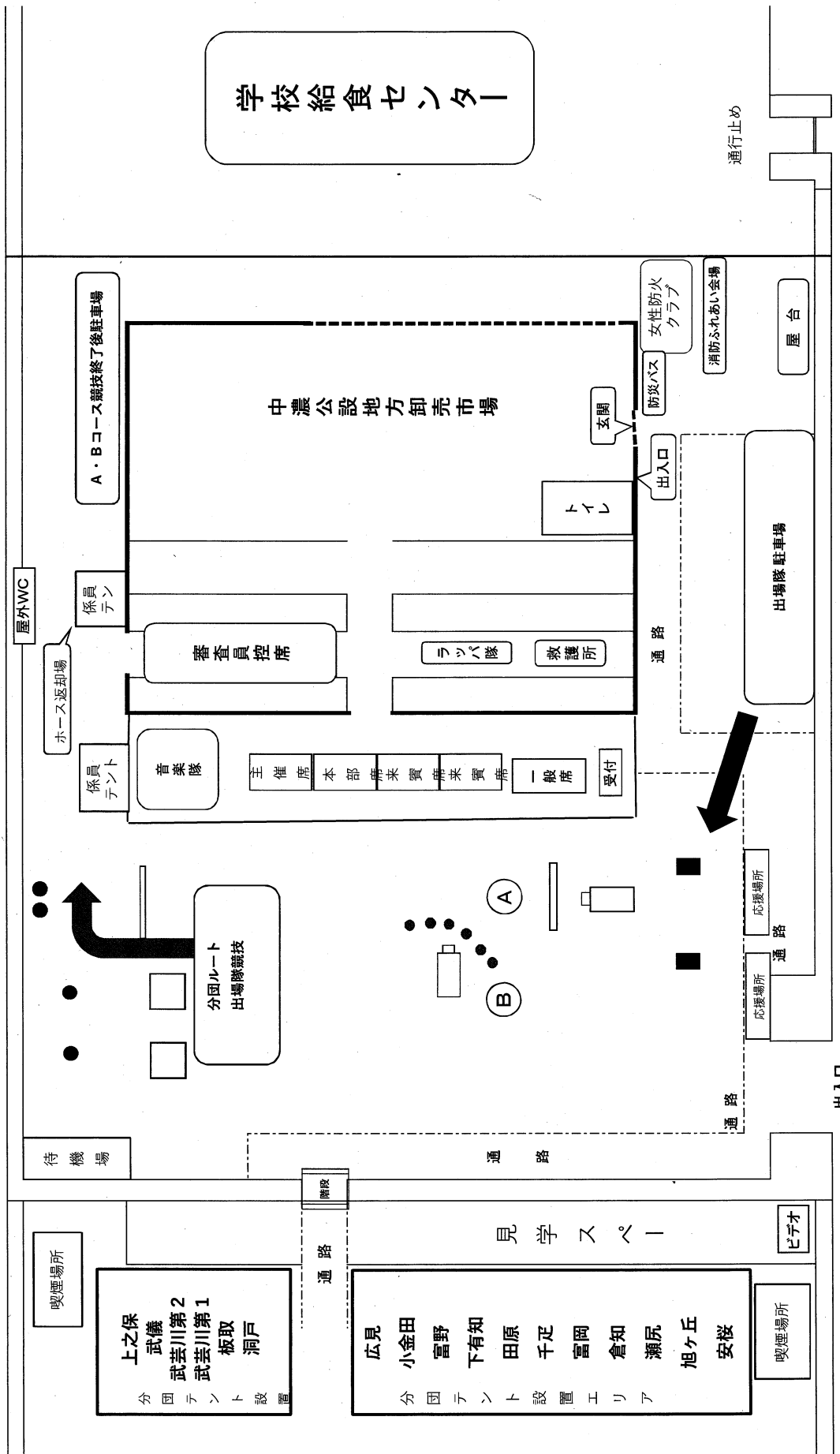
地震、台風、豪雨等により災害が発生した場合または災害発生の恐れがある場合は大会を延期する。

大会延期の場合の関係者への連絡は、事務局から行なう。午前5時に決定しメール配信する。

12 その他

- (1) 大会当日は、係員以外のコース内への立ち入りを禁止する。
- (2) 競技中の隊員に指示を与えないこと。
- (3) 見学にあたっては、ミスをやじるようなフェア精神に反することはしないこと。
- (4) 消防団員としての心構えを自覚し服装などの乱れがないよう各分団徹底すること。

会場全体図



駐車禁止エリア (JA・ATM利用者用)

JA

消防署車両駐車場

来賓駐車場

大 会 次 第

- 7 : 3 0 出場隊受付完了
- 7 : 5 5 集 合
- 8 : 0 0 開 会 式
- (1) 団旗入場
 - (2) 開会のことば
 - (3) 優勝旗・準優勝カップ返還
 - (4) 名誉大会長あいさつ
 - (5) 大会長あいさつ
 - (6) 来賓祝辞
 - (7) 来賓紹介
 - (8) 審査長指示
 - (9) 選手宣誓
- 8 : 3 0 競 技 開 始
- 1 3 : 4 0 競 技 終 了 予 定
- 1 3 : 5 0 閉 会 式
- (1) 成績発表
 - (2) 表 彰
 - (3) 講 評
 - (4) 閉会のことば
- 1 4 : 2 0 解 散

関市安全競技大会出場順位表

操法の部

出場順位	分団名	出場コース	開始予定時間
1	下有知	A	8:30
2	倉知	A	8:45
休憩・会場変更 (9:00~9:10 10分)			

競練の部

出場順位	分団名	出場コース	開始予定時間	
3	板取	B	9:10	
4	富野	B	9:25	
5	武芸川第2	B	9:40	
6	広見	B	9:55	
7	富岡	B	10:10	
休憩 (10:25~10:35 10分)				
8	旭ヶ丘	B	10:35	
9	千疋	B	10:50	
10	洞戸	B	11:05	
11	田原	B	11:20	
12	安桜	B	11:35	
13	上之保	B	11:50	
休憩 (12:05~12:25 20分)				
14	武芸川第1	B	12:25	選手宣誓
15	武儀	B	12:40	
16	小金田	B	12:55	
17	本部	B	13:10	
18	瀬尻	B	13:25	

令和5年度消防団関係予算について

(単位：千円)

区分	令和4年度	令和5年度	前年 増減率%	主な内容の説明
■ 非常備消防費	130,372	135,252	3.7	<ul style="list-style-type: none"> 報酬 38,902 <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防委員報酬 130 ・ 消防団員 38,772 災害補償費 1,500 <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防団員等公務災害補償費 報償費 44,796 <ul style="list-style-type: none"> ・ 報償金(消防団員退職報償金等) 43,559 ・ 報償品(永年勤続表彰記念品等) 1,237 旅費 8,399 <ul style="list-style-type: none"> ・ 費用弁償(消防団員出場手当等) 8,272 ・ 普通旅費(視察研修等) 127 需用費 5,026 <ul style="list-style-type: none"> ・ 消耗品費 4,407 ・ 燃料費 84 ・ 食糧費 280 ・ 印刷製本費 255 役務費 294 <ul style="list-style-type: none"> ・ 手数料(被服クリーニング代、廃棄物手数料等) 委託料 1,183 <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防団出初式放水会場整備 ・ 消防団員情報管理システム保守費等 使用料及び賃借料 49 <ul style="list-style-type: none"> ・ 有料道路通行料 38 ・ 駐車場使用料 11 負担金補助及び交付金 35,103 <ul style="list-style-type: none"> 事業負担金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 退職報償基金 1,000人 19,200 ・ 公務災害補償共済基金 2,674 <ul style="list-style-type: none"> 団員 1,250人 一般 85,283人 ・ 消防学校入校 延べ46人 65 ・ 県少年消防クラブ運営指導協議会 11 ・ 準中型自動車免許取得 200 ・ ドローン従事者講習 1,500 事業補助金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防団運営 11,000 ・ 関市幼年消防クラブ連絡協議会 253 ・ 関市女性防火クラブ 200

(単位：千円)

区 分	令和4年度	令和5年度	前年 増減率%	主 な 内 容 の 説 明	
■ 消防施設費	76,546	136,766	78.7	旅費	162
				・普通旅費	
				需用費	18,398
				・消耗品費	2,175
				・燃料費	2,186
				・光熱水費	4,092
				・修繕料	9,945
				役務費	2,894
				・手数料	978
				・保険料	1,916
				使用料及び賃借料	288
				・施設借上料	25
				・放送受信料	263
				工事請負費	1,791
				・消火栓看板設置取替工事	
				備品購入費	81,283
				・ポンプ車 2台(下有知、広見)	50,800
				・積載車 2台(本部、板取)	26,683
				・可搬ポンプ 2台	3,800
				負担金補助及び交付金	29,994
				事業負担金	
				・消火栓取付工事 19箇所	15,194
				・消火栓修繕等 11箇所	14,800
				公課費	1,956
				・自動車重量税 57台	

年額報酬の見直しについて

令和5年3月の市議会にて「関市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例」が改正され、以下のとおり報酬額が見直されました。

令和4年度		令和5年度	
団 長	55,000 円	団 長	82,500 円
副 団 長	46,000 円	副 団 長	69,000 円
分 団 長	34,000 円	分 団 長	50,500 円
副分団長	27,000 円	副分団長	45,500 円
部 長	26,000 円	部 長	37,500 円
班 長	25,000 円	班 長	37,000 円
団 員	24,000 円	団 員	36,500 円

【参考】

○出勤報酬

- ・災害・警戒出勤 火災、水害、震災等への出勤及び警戒について、2時間あたり 2,000 円を支給

○出勤・訓練手当

- ・出勤手当 市が主催する行事、総合訓練等への出勤について、1回あたり 1,000 円を支給
- ・訓練手当 分団が実施する訓練について、1回あたり 300 円を支給

○退職報償金

支給額（1例）

・団員階級		・分団長	
3年	120,000 円	3年	131,400 円
5年	200,000 円	5年	219,000 円
6年	212,800 円	6年	238,800 円
10年	264,000 円	10年	318,000 円
15年	334,000 円	15年	413,000 円

※国の制度では、5年以上勤務した団員に対し支給し、5年刻みで増額する仕組みだが、市は3年勤務から1年刻みの在職年数に応じて額を定め、基金との差額を加算し支給

定員の見直しについて

令和5年6月の市議会にて「関市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例」を改正し、以下のとおりの定員とする議案を上程します。

現 状		改正後	
基本団員	1,000名	基本団員	770名
機能別団員	250名	機能別団員	250名
合 計	1,250名	合 計	1,020名

【参考】

- 消防団活性化計画に維持すべき定員の指標を、基本団員700名、機能別団員300名としている。
- 令和5年4月1日現在の団員数は、基本団員756名、機能別団員221名。

関市消防団活性化計画の概要

1 計画策定の背景・目的

- ・平成25年に消防団再編計画を策定し、すでに9年を経過し、人口減少時代の消防団のあり方を再度検討する必要があること。
- ・消防団員の確保が大きな課題であり、処遇、訓練等を時代に適合した活動のあり方に見直す必要があること。

2 計画の期間

令和5年度から令和9年度までの5年間

3 消防団の課題

①出動体制

- ・平日は分団の区域外や市外への勤務者が多く、災害出動体制に不安がある。

②操法大会・訓練

- ・規律を重視した訓練より、実際の火災現場を想定した訓練が必要
- ・土日、夜間における過度な訓練の是正（団員の負担軽減）

③新規団員の確保

- ・若い世代が地元にいない。また、消防団の活動・訓練に関する負担に対して、理解が得られにくいため、新規団員の確保が困難になってきた。

4 消防団の規模適正化

<消防車両の適正化>

- ・消防団員の減少に伴い、保有車両の適正化が必要
→積載車1台の出動に最低4人の人員が必要であるが、約74%が被雇用者（サラリーマン）であるため、車両1台を迅速に出動させるために、15人の団員規模が必要になる。
- ・現団員数の規模を考慮するとともに、各分団のヒアリングにより、消防車両（積載車）の総数を適正化させる。

現状… 消防車両86台（ポンプ車20台、積載車66台）

計画… " 62台（ポンプ車19台、積載車43台） △24台

※各分団のヒアリングにより、迅速な出動体制が取れるよう車両をどこの消防車庫に配置するのが適切であるかを検討しました。

<必要団員数>

災害に備えて以下の団員数を目標に確保したい。

- ・車両の稼働に必要な人数…ポンプ車1台あたり5人、積載車1台あたり4人
ポンプ車19台×5人+積載車43台×4人=267人
- ・避難誘導等に必要な人数…可住面積48.53km² (R3.1月現在の宅地・田・畑の面積) に対する消防力の整備基準に基づく必要団員 763人
→合計1,030人であるため、基本団員と機能別団員を合わせて、1,000人を目標に団員の確保に努めるものとします。

基本団員700人、機能別団員300人を維持したい

5 新しい消防団を目指して

①処遇改善

- ・団員報酬(年額報酬)…令和5年度から見直し
団員報酬24,000円→36,500円
団長から団員までの7階級全ての報酬をアップする。
- ・出動報酬…2時間あたり2,000円(令和4年度に改正済)

②安全競技大会

- ・操法大会の名称を変更し、「消防団安全競技大会」とする。
- ・火災現場に即した訓練を重視し、いかに安全に操作ができるかを披露する大会とする。
- ・県操法大会への出場は、隣接・連携する分団ごとに5ブロック(P3の分団相互補完体制による)に分け、5年に1度、操法を競うこととする。

③訓練

- ・規律を重視した訓練の見直し
- ・安全競技大会に向けての訓練の上限を20回とする。
- ・水防訓練を計画的に実施する。
- ・消防訓練だけでなく、心肺蘇生訓練、AED研修、普通救命講習などの訓練を取り入れる。

④出動体制の確保

- ・分団間の相互連携…分団相互が連携し火災等に対応することを強化します。
 - ・市内を5ブロックに分けて、分団相互が協力し合う体制を確保します。
- また、今後分団単位での活動が困難になった場合には、統合の目安とする。

<分団相互の補完体制>

災害発生個所	連携する分団
安桜、倉知、田原、桜ヶ丘の一部	本部分団、安桜分団、倉知分団、田原分団
旭ヶ丘、下有知、富岡、桜ヶ丘の一部	本部分団、旭ヶ丘分団、下有知分団、富岡分団
瀬尻、千疋、小金田、広見	本部分団、瀬尻分団、千疋分団、小金田分団、広見分団
富野、武儀、上之保	本部分団、富野分団、武儀分団、上之保分団、
洞戸、板取、武芸川	本部分団、洞戸分団、板取分団、武芸川分団

⑤団員確保策

- ・消防団サポートプロジェクトの協力店の拡大、SNSでの周知・PR
- ・5年以上団員として活動した消防団OBを災害支援団員として活用し、平日の活動を支援いただくよう協力を依頼する。

参考 策定の経緯

付属機関や分団・団員等からの意見を聞いて本計画を策定しました。

①アンケート

- ・分団へのアンケート
- ・県実施の全団員へのアンケート

(県内 20,716 人の団員を対象、回答率 26.6%・5,520 人が回答)

②分団へのヒアリング (R3. 8~9)

車両規模、訓練などについて全分団の意見を聞いた。

③分団長会議 5回開催 (R3. 5~R4. 6)

④消防団最高幹部会議 3回開催 (R3. 7、R4. 1、R4. 6)

⑤消防委員会

3回開催 (R3. 7月、12月、R4. 12月) し、計画に関する意見を聞いた。

